

平成 30 年度 ワーキンググループにおける意見交換の実施内容

1. 目的

- 「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」（平成 29 年 7 月、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）の「V. 行動計画の見直し」にもあるとおり、行動計画が実効性を有するためには、近畿ブロック協議会構成員が、様々な観点から不断の点検を行い、必要に応じて同計画を見直すことが不可欠である。
- 上記を踏まえ、広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題について、主体ごとにより綿密な意見交換を行うことにより、ケーススタディーの実施や行動計画の改定を見据えた検討を行う際の基礎情報等を得ることを目的とする。

2. 意見交換の内容

- 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題全般を対象とするが、主に、今年度の検討事項について、意見交換を実施する。

【意見交換の例】

- 1) 災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法
 - ・災害廃棄物の処理に係る調査等の情報収集時の情報共有内容及び情報収集方法
 - ・平成 29 年度調査で作成した報告様式の更新（大阪府北部を震源とする地震の対応を踏まえた更新）
- 2) 情報伝達訓練の実施要領
 - ・情報伝達訓練の実施内容／実施方法
- 3) 南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー
 - ・ケーススタディーの手法／検討結果

3. 参加者

- 近畿ブロック協議会構成員を対象とし、必要に応じて関西広域連合がオブザーバーとして参加する。
- 府県、政令市・中核市、推薦市町に区分する。

4. 開催頻度

- 府県は計 3 回、政令市・中核市は 1 回（2 エリアに区分）、推薦市町は 1 回を予定する。
- 上記ワーキンググループに参加しない民間団体等は個別に訪問し、意見交換（1 回）を実施する。

5. その他

- ワーキンググループはあくまでも意見交換を行う場とする。
- 各ワーキンググループの内容は、近畿ブロック協議会に報告・共有する。

参考) 第1回 府県ワーキングの概要

○日時：平成30年8月8日(水) 13:00～15:10

○場所：近畿地方環境事務所 会議室

○議事

- (1) 平成30年度の調査・検討事項及びスケジュール
- (2) ワーキンググループ等における意見交換の実施内容
- (3) 中規模災害発生時における府県・国の役割に関する意見交換
- (4) 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題に関する意見交換
 - ①災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法
 - ②情報伝達訓練の実施に向けた意見交換
 - ③南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー
- (5) その他

○意見概要

1) 中規模災害発生時における府県・国の役割

①大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨における国・府県の役割分担

- ・府県ではBCPや災害廃棄物処理計画において、市町村との連絡調整するための様式を予め準備していたが、担当者の参集が遅れ担当者外が対応することになり、府県様式を使用できなかった。
- ・市町村の被害状況等についても、予め準備していた府県様式で整理せず、環境省の報告様式に記入し、環境省に報告した。
- ・府県様式の項目は参考にしたが、確認したい事項をメール本文に直接記入にして調整することで比較的スムーズに連携できた。
- ・環境省から1日2回の報告を求められたが、発災当初、市町村は現場対応など多忙であることから対応できない場合があり、1日1回程度の報告にできないか。また、毎日、連絡指示があったが、発災当初に報告時間と回数を予め指示してもらえたほうが予定できてよい。
- ・道路敷内の管渠（廃棄物処理施設）の被災について、補助金を所管する省（環境省と国交省）の確認に相当の労力と時間を要し、補助制度（着工時期）にも違いがあった。国の機関で事前に調整できるとよい。
- ・環境省による説明会開催の支援は非常に有効であった。被災した際の対応事項を事前に会議などで繰り返し説明があるとよい。
- ・休日の発災時の連絡は、被害の状況に応じて災害対策体制により、参集状況が異なるため、災害警戒本部体制の被害では担当課が参集しない場合がある。被害棟数などの情報は、防災（危機管理）関係課に連絡したほうがよい。
- ・発災直後に環境省と府県が能動的に行った現地確認等（プッシュ型支援）は、結果的にはよい取り組みであった。一方で、市町村がプッシュ型支援の意義が浸透していなかったり、支援の内容が不明確であったりするため、協力を得にくい側面がある。事前にこれらについて啓発できるとよい。

2) 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題に関する意見交換

①災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法

- ・調査で入手する情報は、公表を前提として市町村等の対象団体が判断して回答する。
- ・調査は環境省が府県を介して市町村等に送信し、市町村等は環境省に回答する方式とする（平成29年度と同じ調査方法）。また、府県は環境省が整理した情報のみ入手するものとする。

②情報伝達訓練の実施に向けた意見交換

- ・情報伝達訓練は、大規模地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合の初動期を想定し、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」に基づき実施する。
- ・ブロック協議会構成員以外の訓練参加者の公募対象は各府県が判断する。府県は募集結果を環境省に事前に連絡する。

③南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー

- ・ケーススタディーの検討結果は府県ワーキング等で意見交換する。